

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

商業省

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

第 10 /2007/QĐ-BTM 号

2007 年 5 月 21 日、ハノイ

商品売買活動および商品の売買に
直接関連する活動の実施ロードマップを公布する
決定

商業省大臣は、

商業省の機能、任務、権限および組織機構を定める政府の 2004 年 1 月 16 日付け政令第 29/2004/ND-CP 号に基づき、

世界貿易機関へのベトナムの加入に関する政令書を承認する 2006 年 11 月 29 日付け国会決議第 76/2006/QH11 号に基づき、

計画投資部部長の提案に従い、

以下の通り決定する。

第 1 条. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約上での公約に従い、商品売買活動および商品の売買に直接関連する活動を実施するロードマップを以下の通り公布する。

a) 商品売買活動および商品の売買に直接関連する活動を実施する投資形式およびロードマップ (本決定に添付され公布される付属書 01 号に細目を示す)

b) 輸出権実施の品目リストおよびロードマップ (本決定に添付して公布される付属書 02 号に細目を示す)

c) 輸入権実施の品目リストおよびロードマップ (本決定に添付して公布される付属書 03 号に細目を示す)

d) 販売権実施の品目リストおよびロードマップ (本決定に添付して公布される付属書 04 号に細目を示す)

第 2 条. 本決定は、公報に掲載された日から数えて 15 日後に発効する。

送付先 :

- 政府首相、副首相
- 各省庁、省庁レベル機関、政府直属機関
- 省・中央直轄都市の人民委員会
- 国会事務局
- 国家主席事務局、
- 政府官房
- 最高人民検察院

大臣代理
次官

(署名済み)

外資小売流通権 商業省通達 10 号

- 国家監査局
- 工業団地、輸出加工区、経済特区、ハイテクパーク
各管理委員会
- 各商業局、計画投資局
- 司法局文書検査局
- 公報、政府ウェブサイト、商業省ウェブサイト
- 商業省大臣および次官
- 商業省機関に属する組織
- 保管：書庫

レー・ザイン・ヴィン

付属書 01 号

商品売買活動および商品の売買に直接関連する活動を実施する投資形式およびロードマップ

(商業省の 2007 年 5 月 21 日付け決定第 10/2007/QD-BTM 号に添付して公布)

No.	活動	投資形式および実施工程表
1	輸出権、輸入権の実施	外国資本 100%の経済組織、ベトナム人と外国人の投資家による合弁経済組織の形式で、投資することができる。
2	販売権の実施 - 商品売買代理 - 卸売 - 小売 - 商権の譲渡	ベトナム人と外国人の投資家による合弁経済組織の形式で、投資することができる。外国人投資家の出資比率は、定款資本の 49%を超えてはならない。2008 年 1 月 1 日以降は、外国人投資家の定款資本の出資比率に制限を設けない。 2009 年 1 月 1 日以降は、100%外国人投資家の出資による経済組織の形式でも投資することができる。 一店の小売店設立する権利、それ以外の小売店を追加して設立することに関する販売権は、経済の需要調査を基に検討する。(代理販売区域に現在あるサービス提供者の数、市場の安定および代理販売の規模)
3	商業広告 (タバコの広告サービスは除く)	商業広告事業許可の発給を受けた、ベトナム人と外国人の投資家による合弁経済組織、もしくは事業協力契約(BCC 契約)の形式によって投資することができる。 合弁経済組織の形式による投資の場合、外国人投資家の出資比率は、定款資本の 51%を超えてはならない。2009 年 1 月 1 日以降は、外国人投資家の定款資本の出資比率に制限を設けない。
4	商取引品質検査 (運輸手段の検定活動は含まれない)	外国資本 100%の経済組織、ベトナム人と外国人の投資家による合弁経済組織の形式で投資することができる。 商取引品質検査サービスの実施は、治安国防上の理由により、審査権のある機関が定めた代理販売地域での活動は制限される。

上記で公布する、投資方式と実施ロードマップは、すでに設立された外国投資 100%の経

外資小売流通権 商業省通達 10 号

済組織、外国人投資家とベトナム人投資家の合弁経済組織に適用され、商品売買活動および商品売買に直接関連する活動を補則するよう求めるものである。

付属書 2 号

輸出権実施の品目リストおよびロードマップ

(商業省の 2007 年 5 月 21 日付け決定第 10/2007/QD-BTM 号に添付して公布)

1. 使用原則

1. 本リストは、輸入関税、輸出関税率表上の HS コードおよび品目リストを基に作成されたものである。

2. 本リストは、8 桁の類別で列記されている。8 桁の類別が 10 桁の類別に分かれている場合、この 10 桁の類別すべては、8 桁の類別のロードマップに従って実施されなければならない。

2. リスト

A. 輸出権を与えられない品目

類別番号	品目詳細
原油もしくは瀝青油から得られる各種油	
2709.00.10	- 原油
2709.00.20	- コンデンセート
2709.00.90	- その他のもの

B. ロードマップによる輸出品目

類別番号	品目詳細
米	
1006.10.10	- 粳
1006.10.90	- その他のもの
1006.20.10	- タイ・ホム・マリ米
1006.20.90	- その他のもの
1006.30.11	- 未精米
1006.30.12	- 碎米が 5%までのもの
1006.30.13	- 碎米が 5%以上 10%までのもの
1006.30.14	- 碎米が 10%以上 25%までのもの
1006.30.19	- その他のもの
1006.30.20	- 未熟米
1006.30.30	- もち米
1006.30.40	- バスマティ米
1006.30.50	- タイ・ホム・マリ米
1006.30.61	- 未精米
1006.30.62	- 碎米が 5%までのもの
1006.30.63	- 碎米が 5%以上 10%までのもの
1006.30.64	- 碎米が 10%以上 25%までのもの
1006.30.69	- その他のもの

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目詳細
1006.40.00	- 碎米

付属書 03 号

輸入権実施の品目リストおよびロードマップ

(商業省の 2007 年 5 月 21 日付け決定第 10/2007/QD-BTM 号に添付して公布)

1. 使用原則

1. 本リストは、輸入関税率表上の HS コードおよび品目リストを基に作成されたものである。

2. 本リストは、8 桁の類別で列記されている。8 桁の類別が 10 桁の類別に分かれている場合、この 10 桁の類別すべては、8 桁の類別のロードマップに従って実施されなければならない。

3. 長い品目リストを公布するのを避けるため、一部の場合において品目詳細の部分を輸入関税率表の品目詳細と比べて短くなっていることがある。実施する際には、輸入関税率表の品目詳細の文章に基づくことが必要である。

II. リスト

輸入権が付与されない品目

類別番号	品目詳細
	タバコもしくはタバコ代用物から成る葉巻タバコ、シェルト、シガリロ及び紙巻タバコ
2402.10.00	- タバコから成る葉巻タバコ、シェルト、シガリロ
2402.20.10	- ビイディタバコ (Beedies)
2402.20.90	- その他のもの
2402.90.10	- タバコ代用物から成る葉巻タバコ、シェルト、シガリロ及び紙巻タバコ
2402.90.20	- タバコ代用物から成る紙巻タバコ
	その他の製造タバコ及び製造タバコ代用品、シートタバコ並びにタバコのエキス及びエッセンス
2403.10.11	- 配合済みタバコ葉
2403.10.19	- その他のもの
2403.10.21	- 配合済みタバコ葉
2403.10.29	- その他のもの
2403.10.90	- その他のもの
2403.91.00	- シートタバコ
2403.99.10	- タバコのエキス及びエッセンス
2403.99.30	- 加工済みタバコ代用物
2403.99.40	- 嗅ぎタバコ
2403.99.50	- 吸引されないタバコ葉、紙タバコ様の葉を含む
2403.99.60	- アンホーン
2403.99.90	- その他のもの
	原油を原料とする石油および瀝青油 (原油は除く)
2710. 11.11	- 有鉛エンジンガソリン、高級なもの
2710. 11.12	- 無鉛エンジンガソリン、高級なもの
2710. 11.13	- 有鉛エンジンガソリン、通常のもの
2710. 11.14	- 無鉛エンジンガソリン、通常のもの

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目詳細
2710. 11.15	- その他のエンジンガソリン、有鉛のもの
2710. 11.16	- その他のエンジンガソリン、無鉛のもの
2710. 11.17	- 航空機用燃料
2710. 11.18	- テトラプロピレン
2710. 11.21	- 白色溶媒
2710. 11.22	- 1%以下の低質香料が含まれる溶媒
2710. 11.23	- その他の溶媒
2710. 11.24	- ナフタ、リフォメートもしくはガソリンに混合されるその他調製品
2710. 11.25	- その他の軽質油
2710. 11.29	- その他のもの
2710. 19.11	- 灯油
2710. 19.12	- その他の灯油、気化灯油を含む
2710. 19.13	- 航空機用タービンエンジン燃料（ジェット燃料）で、発火点が摂氏23度以上のもの
2710. 19.14	- 航空機用タービンエンジン燃料（ジェット燃料）で、発火点が摂氏23度以下のもの
2710. 19.15	- ノルマルパラフィン
2710. 19.19	- その他の中級油および調製品
2710. 19.21	- 軽く分離した原油
2710. 19.22	- カーボンブラックを製造するための原料油
2710. 19.23	- 潤滑油を配合するための原料油
2710. 19.24	- 航空機用エンジンに使用する潤滑油
2710. 19.25	- その他の潤滑油
2710. 19.26	- グリース
2710. 19.27	- 水力ブレーキ部に使用する油(ブレーキオイル)
2710. 19.28	- 変圧器オイルもしくは回路切断機に用いるオイル
2710. 19.31	- 高速エンジン用ディーゼル燃料
2710. 19.32	- その他のディーゼル燃料
2710. 19.33	- その他の燃焼燃料
2710. 19.39	- その他のもの
2710. 91.00	- ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの
2710. 99.00	- その他のもの
新聞、雑誌および定期的刊行物（挿絵、写真もしくは広告があるか否かを問わない）	
4902. 10.00	- 1週に4回以上発行するもの
4902. 90.11	- 科学、技術もしくは経済に関するもの
4902. 90.19	- その他のもの
4902. 90.21	- 科学、技術もしくは経済に関するもの
4902. 90.29	- その他のもの
4902. 90.91	- 科学、技術もしくは経済に関するもの
4902. 90.99	- その他のもの
ディスク、テープおよび音声を記録もしくは、その他の現象を記録済みの情報保存手段で、テープ、ディスクを製造するための原盤およびマスターを含む	
8524. 39.20	- 映画フィルム製造に使用するもの
8524. 39.90	- その他のもの
8524. 51.10	- ビデオテープ

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目詳細
8524.51.20	- コンピュータ用テープ
8524.51.30	- 映画フィルムに用いるもの
8524.51.90	- その他のもの
8524.52.10	- ビデオテープ
8524.52.20	- コンピュータ用テープ
8524.52.30	- 映画フィルムに用いるもの
8524.52.90	- その他のもの
8524.53.10	- ビデオテープ
8524.53.20	- コンピュータ用テープ
8524.53.30	- 映画フィルムに用いるもの
8524.53.90	- その他のもの
8524.60.00	- 磁気帯付カード
8524.99.10	- ビデオテープ
8524.99.30	- 映画フィルムに用いるもの
8524.99.90	- その他のもの
その他の飛行手段（例、ヘリコプター、飛行機）、宇宙飛行体（人工衛星を含む）および軌道上を飛ぶ飛行体および宇宙飛行体を放つ推進手段	
8802.11.00	- 自重が 2000kgを超えないもの
8802.12.00	- 自重が 2000kgを超えるもの
8802.20.10	- 航空機
8802.20.90	- その他のもの
8802.30.10	- 航空機
8802.30.90	- その他のもの
8802.40.10	- 航空機
8802.40.90	- その他のもの
8802.60.00	- 宇宙飛行体（人工衛星を含む）、軌道を飛ぶ飛行体および宇宙飛行体を放つ推進手段
88.01 類もしくは 88.02 類に属する物品の部分品	
8803.10.10	- ヘリコプターもしくは飛行機のドア
8803.10.90	- その他のもの
8803.20.10	- ヘリコプター、飛行機、気球、グライダー、もしくは凧
8803.20.90	- その他のもの
8803.30.00	- 飛行機、もしくはヘリコプターのその他の部分品
8803.90.10	- 通信衛星の部分品[ITA/2]
8803.90.20	- 気球、グライダー、もしくは凧のドア
8803.90.90	- その他のもの

B. ロードマップに従って輸入される品目

類別番号	品目明細	工程
薬品		
薬品（3002、3005、もしくは 3006 項の品目は除く）で、2 種類以上の成分が混合されているもの		01/01/2009
3003.10.10	- アモシシリン(INN)もしくはその塩基を含むもの	
3003.10.20	- アンピシリン(INN)もしくはその塩基を含むもの	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目明細	工程	
3003.10.90	- その他のもの		
3003.20.00	- その他の抗生物質		
3003.31.00	- インシュリンを含むもの		
3003.39.00	- その他のもの		
3003.40.10	- マラリヤ治療薬		
3003.40.90	- その他のもの		
3003.90.10	- ビタミンを含むもの		
3003.90.20	- 鎮痛剤もしくは解熱剤（ヒスタミンが含まれているか否かを問わない）		
3003.90.30	- 咳および悪寒を治療するその他の調薬品（ヒスタミンが含まれているか否かを問わない）		
3003.90.40	- マラリヤ治療薬		
3003.90.90	- その他のもの		
薬品（3002、3005 もしくは 3006 項に含まれる品目は除く）			01/01/2009
3004.10.11	- ペニシリン G、もしくはその塩基（ペニシリン G ベンザシン		
3004.10.12	- フェノキシメチルペニシリンもしくはその塩基を含むもの		
3004.10.13	- アンピシリンもしくはその塩基を含むもの、のみ薬		
3004.10.14	- モシシリンもしくはその塩基を含むもの、のみ薬		
3004.10.19	- その他のもの		
3004.10.21	- グリース状のもの		
3004.10.29	- その他のもの		
3004.20.11	- 飲み薬		
3004.20.12	- グリース状のもの		
3004.20.19	- その他のもの		
3004.20.21	- 飲み薬		
3004.20.22	- グリース状のもの		
3004.20.29	- その他のもの		
3004.20.31	- 飲み薬		
3004.20.32	- グリース状のもの		
3004.20.39	- その他のもの		
3004.20.41	- ゲンタマイシン、もしくはその誘導体を含むもの、注射薬		
3004.20.42	- リンコミシン、もしくはその誘導体を含むもの、飲み薬		
3004.20.43	- グリース状のもの		
3004.20.49	- その他のもの		
3004.20.51	- 飲み薬		
3004.20.52	- グリース状のもの		
3004.20.59	- その他のもの		
3004.20.60	- イソニアジド、ピラジナミドもしくはその誘導体を含むもの、飲み薬		
3004.20.90	- その他のもの		
3004.31.00	- インシュリンを含むもの		

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目明細	工程
3004.32.10	- ハイドロコルチソネ・ソディウム・サッシネートを含むもの	
3004.32.20	- デサメタソネ、もしくはその誘導体を含むもの	
3004.32.30	- フルオシノロネ・アセトニデを含むもの	
3004.32.90	- その他のもの	
3004.39.10	- アドレナリンを含むもの	
3004.39.90	- その他のもの	
3004.40.10	- モルヒネ、もしくはその誘導体を含むもの、注射薬	
3004.40.20	- キニーネ・ハイドロクロライドもしくはディハイドロクロライドを含むもの、注射薬	
3004.40.30	- キニーネ・サルフェイトもしくはビスルファートを含むもの、飲み薬	
3004.40.40	- キニーネもしくはその塩基、およびマラリヤ治療薬を含むもの（3004.10 から 30 類に属する品目は除く）	
3004.40.50	- パパヴェリン、もしくはベルベリンを含むもの	
3004.40.60	- テオフィリンを含むもの	
3004.40.70	- アトロピン・サルフェートを含むもの	
3004.40.90	- その他のもの	
3004.50.10	- 小児用の液状のビタミンシロップおよび溶液	
3004.50.20	- ビタミン A を含むもの、3004.50.10 項および 3004.50.79 項に属する物品は除く	
3004.50.30	- ビタミン B1, B2, B6、もしくは B12 を含むもの、3004.50.10 項, 3004.50.71 項および 3004.50.79 項に属する物品は除く	
3004.50.40	- ビタミン C を含むもの、3004.50.10 項および 3004.50.79 項に属する物品は除く	
3004.50.50	- ビタミン PP を含むもの、3004.50.10 項および 3004.50.79 項に属する物品は除く。	
3004.50.60	- その他のビタミンを含むもの、3004.50.10 項および 3004.50.79 項に属する薬品は除く。	
3004.50.71	- ビタミン B-コンプレックス群を含むもの	
3004.50.79	- その他のもの	
3004.50.90	- その他のもの	
3004.90.10	- ガン、エイズ、もしくはその他の難病を治療する特殊薬	
3004.90.21	- ソディウム・クロライドの点滴液	
3004.90.22	- 5% グルコース点滴液	
3004.90.23	- 30% グルコース点滴液	
3004.90.29	- その他のもの	
3004.90.30	- 殺菌・殺虫剤	
3004.90.41	- プロカイン・ハイドロクロライドを含むもの	
3004.90.49	- その他のもの	
3004.90.51	- アセチルサリシリック酸、パラセタモールもしくはディピロン (INN) を含むもの	
3004.90.52	- クロフェニラミン・マレートを含むもの	
3004.90.53	- ディクロフェナックを含むもの	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目明細	工程
3004.90.54	- 鎮痛膏薬油、固形、もしくは液体のもの	
3004.90.59	- その他のもの	
3004.90.61	- アルテミシニン、アルテスネートもしくはクロロキンを含むもの (INN)	
3004.90.62	- プリマキンを含むもの	
3004.90.69	- その他のもの	
3004.90.71	- ピペラジンもしくはメベンダゾール(INN) を含むもの	
3004.90.72	- ジクロロフェン (INN) を含むもの	
3004.90.79	- その他のもの	
3004.90.80	- ガンもしくは心臓の治療薬で、点滴、経皮的に吸収される治療薬(TTS)	
3004.90.91	- サルピライド (INN), シメティディン(INN), ランティディン(INN),、ハイドロシッド群もしくはマジー・ハイドロオキサイドもしくはオレソルを含むもの	
3004.90.92	- ピロシカム (INN) もしくはイブプロフェン(INN) を含むもの	
3004.90.93	- フェノバルビタール、ディアゼパム、クロルプロマジンを含むもの	
3004.90.94	- サルブタモル(INN) を含むもの	
3004.90.95	- 医薬用の吸入用無菌水	
3004.90.96	- メソシフェニール・グリセリル・エーテル (グアイフェネシン) を含むもの	
3004.90.97	- ナファゾリン、シロメタゾリンもしくはオキシメタゾリンを含む点鼻薬	
3004.90.98	- ソルビトール	
3004.90.99	- その他のもの	
30 章の注解 4 に記載された薬品類		
3006.10.00	- 無菌カットガット、それに類した無菌手術用縫合糸	
3006.20.00	- 血液型判定用試薬	
3006.30.10	- バリサルフェイト(のみ薬)	
3006.30.20	- 獣医学に用いる生化学診断用の微生物期限の試薬	
3006.30.30	- その他の生化学診断用試薬	
3006.30.90	- その他のもの	
3006.40.10	- 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料	
3006.40.20	- 接骨用セメント	
3006.50.00	- 救急箱および救急用具セット	
3006.60.00	- 避妊用化学調製品	
3006.70.00	- 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人、もしくは動物の身体の潤滑剤としての使用に供するよう調製したゲル	
3006.80.00	- 薬剤廃棄物	
フィルム		
露光しかつ現像された映画用フィルム		01/01/2009
3706.10.10	- ニュース映画、観光映画、技術映画および科学映画	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目明細	工程
3706.10.20	- サウンドトラックのみあるもの	
3706.10.91	- 外国で撮影された画像のあるもの	
3706.10.99	- その他のもの	
3706.90.10	- ニュース映画、観光映画、技術映画および科学映画	
3706.90.20	- サウンドトラックのみあるもの	
3706.90.90	- その他のもの	
カレンダー、はがきおよび未使用の郵便切手		
郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品		01/01/2009
4907.00.10	- 合法的に入札された紙幣	
4907.00.20	- 未使用の郵便切手	
4907.00.30	- 収入印紙もしくはこれらに類する物品	
4907.00.40	- 証券、株券もしくは債券	
4907.00.90	- その他のもの	
印刷されたはがきもしくは絵葉書、印刷されたグリーティングカード		01/01/2009
4909.00.00	- 印刷されたはがきもしくは絵葉書、印刷されたグリーティングカード	
印刷されたカレンダー、カレンダーブロック		01/01/2009
4910.00.00	- 印刷されたカレンダー、カレンダーブロック	
その他の印刷物（絵画および写真を含む）		01/01/2009
4911.10.00	- 商業広告印刷物、商業用カタログ	
4911.91.10	- 動植物の解剖案内用チャートおよび図	
4911.91.20	- 絵画・写真および案内目的用の壁掛け図	
4911.91.90	- その他のもの	
4911.99.10	- 装飾用もしくは個人用の印刷されたカード	
4911.99.20	- 爆発の危険があることを知らせるために印刷されたステッカー	
911.99.90	- その他のもの	
工業用印刷機		
機械、設備および用具		01/01/2009
8442.10.10	- 電動のもの	
8442.10.20	- 電動以外のもの	
8442.20.10	- 電動のもの	
8442.20.20	- 電動以外のもの	
8442.30.11	- 凹版および凸版	
8442.30.12	- 活版印刷機に用いる設備	
8442.30.19	- その他のもの	
8442.30.21	- 凹版および凸版	
8442.30.22	- 活版印刷機に用いる設備	
8442.30.29	- その他のもの	
8442.40.10	- 電動の機械、用具、設備の	
8442.40.21	- 活版機械もしくは製版機	
8442.40.29	- その他のもの	
8442.50.10	- 印刷プレート各種	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目明細	工程
8442.50.90	- その他のもの	
プレート、シリンダー、印刷用コンポーネントを使用する印刷機		01/01/2009
8443.11.10	- 電動のもの	
8443.11.20	- 電動以外のもの	
8443.12.10	- 電動のもの	
8443.12.20	- 電動以外のもの	
8443.19.10	- 電動のもの	
8443.19.20	- 電動以外のもの	
8443.21.10	- 電動のもの	
8443.21.20	- 電動以外のもの	
8443.29.10	- 電動のもの	
8443.29.20	- 電動以外のもの	
8443.30.10	- 電動のもの	
8443.30.20	- 電動以外のもの	
8443.40.10	- 電動のもの	
8443.40.20	- 電動以外のもの	
8443.59.10	- シリンダー印刷機	
8443.59.20	- PCB/PWB[ITA/2 (AS2)] 製造するために使用するスクリーン	
8443.59.90	- その他のもの	
8443.60.10	- 電動のもの	
8443.60.20	- 電動以外のもの	
8443.90.10	- PCB/PWB[ITA/2 (AS2)] 製造するために使用するスクリーン印刷機の	
8443.90.20	- その他のもの、電動以外の機械の	
8443.90.90	- その他のもの	
その他の機械設備		
無線電話に使用する通信設備		01/01/2009
8525.10.10	- 無線送信に使用するもの	
8525.10.21	- ビデオコントロール部	
8525.10.22	- センター監視システム	
8525.10.23	- 遠隔監視システム	
8525.10.29	- その他のもの	
8525.10.30	- データ記憶装置	
8525.30.90	- その他のもの	
8525.40.20	- イメージを記録するその他のカメラ	
8525.40.30	- デジタルカメラ	
8525.40.40	- その他の映像記録カメラ	
レーダー、無線電波によるパイロット装置		01/01/2009
8526.10.90	- その他のもの	
8526.91.90	- その他のもの	
8526.92.00	- 無線遠隔操作設備	

付属書 04 号

販売権実施の品目リストおよびロードマップ

(商業省の 2007 年 5 月 21 日付決定第 10/2007/QD-BTM 号に添付され公布された)

1. 使用原則

1. 本リストは、輸入関税率表上の HS コードおよび品目リストを基に作成されたものである。

2. 本リストは、8 桁の類別で列記されている。8 桁の類別が 10 桁の類別に分かれている場合、この 10 桁の類別すべては、8 桁の類別のロードマップに従って実施されなければならない。

3. 長い品目リストを公布するのを避けるため、一部の場において、品目詳細の部分が輸入関税率表の品目詳細と比べて、短くなっている場合がある。実施する際には、輸入関税率表の品目詳細の表現に基づくことが必要である。

2..品目リスト

A. 販売権が付与されない商品

類別番号	品目詳細
米	
1006	- 米
サトウキビ砂糖、ダイコン砂糖	
1701	- 1701 類に属するサトウキビ糖、砂糖ダイコン糖
タバコおよび葉巻	
2402	- 葉巻タバコ、シェルト、シガリロおよび紙巻タバコ、(タバコ又はタバコ代用物からなるものに限る)
2403	- その他の製造タバコ及び製造タバコ代用品、シートタバコ並びにタバコのエキス及びエッセンス
原油および加工済み調製品	
2709	- 原油および瀝青油各種、粗製のもの
2710	- 原油および瀝青油を原料とする油製品
医療用品 (タブレット、カプセルもしくは粉状の非医薬品の栄養補給製品を除く) 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血	
3001	- 臓器療法用の腺その他の器官 (乾燥したのものに限るものとし、粉状にしてあるか否かを問わない。)
3002	- 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血
3003	- 医薬品 (第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。)
3004	- 医薬品 (第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。)
3006	- 輸入関税率表の注解 4 に記載された医療用品
爆発物	
3601	- 火薬
3602	- 火薬を除く、調整された爆発物
3603	- 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管
書籍、新聞および雑誌	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	品目詳細
4901	- 印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるか否かを問わない。）
4902	- 新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか否か、又は広告を含んでいるか否かを問わない。）
4903	- 幼児用の絵本、絵画・写真、習画本、ぬり絵本
貴金属および宝石	
7102	- ダイヤモンド（加工してあるか否かを問わないものとし、取り付けたものを除く。）
7103	- 貴石及び半貴石（加工してあるか否か、又は格付けしてあるか否かを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。貴石（ダイヤモンドを除く）...
7104	- 成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるか否か、又は格付けしてあるか否かを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。）...
7106	- 銀（金又は白金をメッキした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
7108	- 金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
7110	- 白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
7111	- 白金を張った卑金属、銀及び金で、7111 項に属する半製品以上の加工したものを除く)
7118	- 金属貨幣
様々な素材に画像を記録した物品	
8524	- 音声もしくはその他の類似の現象が記録済みのディスク、テープ、情報記憶装置（テープ、ディスクを製造するための原盤およびマスターを含み、輸入関税表第 37 章に属する製品を除く)

B.ロードマップに従って販売される商品

類別番号	明細	工程表
酒類		01/01/2010
2204	- 生鮮ぶどうから作られた（強化ぶどう酒を含む。2009 項に属する種類のぶどう酒粕を除く）	
2205	- 生鮮ぶどうからつくられるベルモットおよびぶどう酒で、植物もしくは芳香性物質により香味をつけたもの	
2206	- その他の発酵飲料（たとえば、りんご酒、なし酒、蜂蜜ワインなど）発酵飲料の混合物および発酵飲料にアルコールを含有しない飲料を混ぜたもの	
2207	- 非変性エチルアルコールでアルコール濃度が体積比にして 80%以上あるもの。エチルアルコールおよびその他のスピリットで、変性されたもの。	
2208	- 非変性アルコールで、アルコール濃度が体積比にして 80%以下のもの。蒸留酒、リキュール、その他のアルコール飲料	
セメントおよびクリンカー		01/01/2010
2523	- ポートランドセメント、アルミナセメント、水硬性セ	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	明細	工程表
	メント	
肥料		01/01/2010
3102	- 窒素を含む鉱物性肥料もしくは化学肥料	
3103	- リンを含む鉱物性肥料もしくは化学肥料	
3104	- カリウムを含む鉱物性肥料もしくは化学肥料	
3105	- 鉱物性肥料もしくは化学肥料で、窒素、リンおよびカリウムといった肥料を構成する元素を、二つないし三つ含有するもの、その他の肥料	
タイヤ		01/01/2010
4011 10 00 00	- 小型自動車に使用するタイヤ	
4011 20 10 00	- 幅が 450mm あるバス、トラック用タイヤ	
4011 40 00 00	- オートバイ用に用いるタイヤ	
紙		01/01/2010
4801	- 新聞用紙、ロール状もしくはシート状のもの	
4802	- 印刷用、筆記用の塗布していない紙および板紙。	
4804	- 塗布していないクラフト紙およびクラフト板紙で、ロール状のものもしくは切断されたもの	
4807	- 張り合わせた紙および板紙	
4810	- 塗布された紙および板紙	
4820	- 登記簿、会計簿、学習用ノート	
4823	- その他の紙、板紙、セルロースウォッディングおよびセルロース繊維のウェブ	
鉄鋼		01/01/2010
7208	- 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、メッキし又は被覆したものを除	
7209	- 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、メッキし又は被覆したものを除	
7210	- 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッド、メッキし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。）	
7211	- 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル未満のものに限るとし、クラッド、メッキし又は被覆したものを除く。）	
7212	- 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッド、メッキし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。）	
7213	- 鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	明細	工程表
7214	- 鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後捻ったものを含む。）	
7215	- 鉄又は非合金鋼のその他の棒	
7216	- 鉄又は非合金鋼の形鋼で、U形鋼、I形鋼及びH形鋼	
7217	- 鉄又は非合金鋼の線	
視聴覚設備		01/01/2010
8517	- 有線電話に用いる設備	
8519	- ディスクプレイヤー、カラオケセット、カセットデッキ、録音設備に接続しない音声再生装置	
8520	- テープ録音機およびその他の録音機で、音声再生装置の接続の有無を問わないもの	
8521	- ビデオ記録用もしくは再生用の機器で、ビデオチューナーを内蔵しているか否かを問わないもの	
8525	- 無線電話（ラジオ）に用いる放送設備	
8526	- レーダー、無線電波による航行用無線機器および無線遠隔制御機器	
8527	- 無線電話、電報、無線に使用する受信機器	
8528	- テレビに使用する受信機で、無線を受信する装置もしくは録画装置もしくは音声もしくは画像再生装置を内蔵しているか否かを問わないもの	
8529	- 8525 から 8528 類に属する設備に専門的もしくは主要に用いる部分品	
トラクター、原動機付車両、小型自動車およびオートバイ		01/01/2009
8701	- トラクター	
8702	- 10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	
8703	- 乗用自動車その他の自動車（主として人員の輸送用に設計したものに限り、第 87.02 項のものを除く。） 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第 87.02 項のものを除く。）	

外資小売流通権 商業省通達 10 号

類別番号	明細	工程表
8704	- 貨物自動車	
8705	- 特殊用途自動車	
8709	- 自走式作業トラック	
8711	- モーターサイクル（モペットを含む）	
8716	- トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両 （機械式駆動機構を有するものを除く。）	